

# 月刊[里親だより]

第54号 2014年4月10日(木) (公財) 全国里親会

## ◆理事会を開催(平成26年度事業計画)

3月17日(月)、東京・渋谷区の「子どもの城」で理事会を開催。平成26年度の事業計画・収支予算が了承されました。主な事業内容は以下のとおりです。

◎里親支援促進調査研究事業——全国里親委託等推進委員会において、前年に引き続き調査研究を行う。調査研究のテーマは①里親研修のロールプレイング集の作成(子どもの委託時、委託後の具体的事例に則した解決方法の研究)②里親サロン運営マニュアルの作成③里親リクルートに関する調査研究。

◎里親制度の普及啓発事業——①『里親だより』の刊行。日本財団からの助成の対象が1回分になったため、財源確保(有料化など)について26年度中に検討するものとして、本年度は一般会計からの繰り入れにより従来通り年4回発行する。②里親会全体会(会長会議)を全国大会時に行う。③ホームページの充実。

◎里親の研修及び里親相互の連絡調整——①地区別里親研修会開催事業(全国8ブロックでの開催)②里親支援や里親会活動の活性化のための試行的取り組み(里親支援専門相談員と地域里親会の代表者で里親支援活動マニュアルを作成する・地域里親会における女性リーダーの育成に関するセミナーの開催・社会的養護経験者ユースの集いの開催)。

◎東日本大地震の災害支援事業——「子ども救援基金」の継続、被災児童の支援(進学・就職時の支度金の贈呈)、震災により里親に委託されている児童を対象とした一泊旅行(レスパイト事業)への協賛。

◎関係機関・団体等との連絡調整

◎その他、法人の目的を達成するために必要な事業——①JX里親家庭奨学助成への協力。②里親賠償責任保険の代理業務。③厚生労働省への要望。④全国里親会運営委員会の設置及び定例会の開催。

収支予算については一般会計が12300千円、特別会計26490千円を計上した。

## ◆日本フォスターケア研究会の設立について

昨年9月、大阪で開催されたIFCO世界大会の際、星野会長から「里親学会」を作りたいと発言があり、

それを受けてどのような方法があるか運営委員会で検討してきました。当初から学会を立ち上げるのではなく、研究会を発足させ、その発展形として学会とすることを計画。研究会準備会を全国里親会事務局に置くことで、理事会で了承されました。

## ◆改訂版「里親信条」について

改訂版「里親信条」については、1月末に原案を示し、地域の里親会をはじめ多くの方々にご意見をいただき、修正したものを理事会に諮り、了承が得られました。4月からの実施と考えていましたが、言葉の言い回しなどで意見が出ることもあるため、5月29日に開催される理事会・評議員会で最終決定することになりました。昭和32年に制定されて以来、これで57年ぶりに改定されることになります。

### 改訂版『里親信条』

(基本理念)

1. 私たち里親は、保護者による養育が困難な子どもを家庭に迎え入れ、子どもに寄り添った養育を行います。

(子どもの権利擁護)

1. 私たち里親は、子どもの権利を擁護し、最善の利益に配慮した養育に努めます。

(社会的養護)

1. 私たち里親は、社会的養護の役割を担うものとして、地域社会とのつながりを大切にして養育を行います。

(子どもの発達保障)

1. 私たち里親は、子どもの健やかな成長のため、家庭養護の良さを活かし、子ども一人ひとりにあった養育にあたります。

(里親としての資質・専門性の向上)

1. 私たち里親は、自らの家庭をととのえ、子どもの養育に必要な知識と技術の向上に努めます。

## ◆被措置児童の虐待(平成24年度)、公表内容

3月14日、厚生労働省において社会保障審議会の社会的養護専門委員会が開催されました。議題のなかで「平成24年度における被措置児童等虐待」が発表され、またこれらの事例の分析についてはワーキンググループが設置されることになりました。

平成24年度の全国の被措置児童等虐待の届け出・通告受理件数は214件。虐待の事実が認められたのは71

件。うち里親・ファミリーホームが7件です。里親による虐待の具体的な事案は次のとおり。

- ・パニック（泣きわめく・物を蹴飛ばす等）を抑制するため、しつけと思い、おもちゃの剣で叩いた。
- ・児童に、謝らない時や言うことを聞かない時にげんこつで叩いた。モップの柄で児童の頭部を叩いた。
- ・家の鍵を何度も紛失する児童に対して、厳しく叱責したが反省の様子が見えないことから、家から閉め出した。児童は10日間マンションの屋上で生活していた。また布団叩きで両足を叩いたりもしていた。
- ・児童に対して、頬への平手打ちをしたりつねったりしていた。
- ・家族の悪口や事実と異なることを頻繁に口にすることに腹を立て、児童の頬を平手で数回叩いた。

以上のように、里親家庭においては身体的虐待が多くみられましたが、児童養護施設では長期にわたる性的虐待事案が10件ほど公表されています。また児童養護施設では、児童間での性的な問題に具体的に対処しない“ネグレクト”も報告されています。

平成21年度の児童福祉法の改正によって、被措置児童等虐待の通告、調査対応を都道府県知事等が公表する制度が法定化されました。その後、毎年公表されてきましたが、今回の報告では虐待の内容の分析が詳しく行われ、児童養護施設の規模の大きさによる違い、虐待の起きる時間帯、届け出・通告のルートなども報告されています。

被措置児童等の虐待防止への意気込みが感じられる内容となっています。里親家庭においても虐待事案を起こさないよう、里親会などにより虐待防止の具体的なアクションプログラムを作成する必要があると思われます。

#### ◆高校など就学支援金の制度変更について

文部科学省からの事務連絡によると、平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が一部変更になります。

主な変更点は、これまでの公立高校については授業料不徴収制度（高校生側の手続きは特段不要）がとられていましたが、今後は就学支援金の仕組みが一本化され、私立高校と同様に、公立高校に入学する場合も就学支援金を受給するためには、学校から配布される申請書類等の提出の手続きが必要になります。手続きがない場合には、就学支援金が支給されないとのことで

す。里親家庭で高校生の里子を養育している場合はご注意ください。

#### ◆JX里親家庭奨学助成

高校以上の進学者全員に10万円が給付される「JX里親家庭奨学助成」については今年度99件の申請があり2件が辞退し、97件への助成が決まりました。平成24年度は65件、平成23年度は47件ですから、助成対象者は急増しています。

それでも、この数年一度も申請のない府県が14もあり、きちんと里親家庭まで周知されているのか疑問視されます。

#### ◆里親賠償責任保険の算出方法が変わりました

先に、全国里親会から地域の里親会長宛通知をしていますが、平成26年度の里親賠償責任保険の保険料算出方法が変わりました。従来、保険料の掛け金は里親一人当たりで支払っていましたが、里親家庭1世帯当たりの掛けに変更されました。保険料の額は以前と同じです。

#### ◆臨時福祉給付金

『月刊里親だより』第52号(2月)でも触れましたが、4月から消費税の税率が上がったことで、低所得者への対策として臨時福祉給付金が支給されることになっており、里親に委託されている子どももその対象となります。

一人の子どもに対して1万円の給付がなされます。ついでに、子ども名義の通帳が必要になります。実施は市町村であり、通知が来ます（通知の時期は市町村によって異なる）。昨年12月までに措置された子どもについては対応に問題がないと思われませんが、今年1月以降に措置された子どもについては実親に支払われるなど手続きに混乱があるかも知れません。児童相談所担当職員に相談しておきましょう。

#### ◆IFCO地方大会の開催予定

今年はIFCO地方大会の開催される年にあたります。開催予定地だったウクライナの首都キエフは政情不安のため開催が中止になり、アイルランドのウォーターフィールドで、8月26日(火)～29日(金)に開催されることになりました。早期申し込みの締め切り日は、4月30日となっています。